

史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業趣旨

本事業は、令和6年3月に策定された「史跡松本城整備基本計画」の内容に基づき、「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」することを目的とし、松本城の南・西外堀を復元するものです。

復元にあたっては、これまで発掘調査等で判明した往時の堀形状を基にした整備方針とし、その実現に向けた適切な施工手順とする必要があります。

また、復元する堀が「水をたたえた堀」であるため、堀水の水質悪化を招かないよう、適切な水量の確保や、給排水計画に基づく堀水の維持管理を行うものです。

さらに、堀底で確認された自然由来の汚染土壌の処理や、事業地内での活用方法の検討もあわせて行い、史跡松本城の新たな価値を生み出すことにつながる基本設計を実施するにあたり、プロポーザル方式により、受託者を募集・選定します。

2 業務委託期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務概要

(1) 業務名

史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託

(2) 業務内容

「史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託 特記仕様書」による。

(3) 業務対象範囲

松本城南・西外堀復元事業対象地（A＝約10,000㎡）のうち、南外堀（約5,000㎡）を中心とした範囲（松本市大手3丁目）

4 契約限度額

32,360千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、令和7年度の支払い上限額は9,700千円とする。

5 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）の参加資格等は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。また、複数の業者で構成される設計共同企業体（以下、「共同企業体」という。）としての本件プロポーザルへの参加を認める。

なお、プロポーザルによって受託者として選定された事業者が契約締結日までに下記の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失したものとし、契約を締結しない。

(1) 参加者について

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- イ 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- ウ 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する暴力団関係者でないこと。
- エ 公告日から受託候補者の特定までの期間に、松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- オ 国及び他の地方公共団体において、指名停止措置を受けていないこと。
- カ 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に参加していること。
- キ 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金、及び資金等の管理能力、技術能力を含む）を有していること。
- ク 一括再委託は原則不可とする。本業務の大部分又は一部を第三者に再委託（再委任）する場合は、提出する業務実施体制（様式第8号）及び業務協力予定書（様式第9号）に記載すること。

(2) 共同企業体について

共同企業体については、以下のとおりである。なお、本要領に記載のない事項における共同企業体の取扱いについては、松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱（平成29年3月31日告示第99号）による。

- ア 共同企業体のすべての構成員は、上記(1)ア～キの要件を満たす単体企業であること。
- イ 共同企業体の構成員は、史跡整備基本設計担当（以下「代表者」という。）と土壌汚染及び廃棄物対策担当の各1者とする。
- ウ 共同企業体の構成員は、本事業の業者選定に係るプロポーザルへの参加に当たり、単体企業として参加していないこと。また、同時に2以上の共同企業体に参加していないこと。
- エ 共同企業体の出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は30%以上とする。
- オ 代表者は、構成員のうち最大の業務履行能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。
- カ 共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、互いに調整を密に行うこと。

キ 共同企業体による参加を表明する場合は、松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱による協定書関係書類（様式4-1号～4-4号）を提出すること。

(3) 共同企業体参加等に係る制限事項について

すべての構成員に共通する制限事項を以下のとおりとし、抵触する事項がある場合は参加を認めない。

ア 参加表明書等及び技術提案書の提出は、共同企業体1者につき1点に限るものとする。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、同一の共同企業体を構成することはできない。

ウ 一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合、同一の共同企業体を構成することはできない。

(4) 参加者（単体企業又は共同企業体の代表者）に求める業務実績について

単体企業として履行した過去10年間（平成27年度から令和6年度までに完了の業務）に、史跡整備（土木工事）に関する基本設計又は実施設計業務を、自治体から元請けとして受注した実績を有すること。なお、国指定史跡における本業務に準ずる業務の実績を有することが望ましい。（※下記に示す審査項目については、国指定史跡における本業務に準ずる業務の実績を重視し評価する。）

(5) 配置技術者について

ア 配置予定の管理技術者（統括責任者）について、以下の要件を満たすこと。

(ア) 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有すること。

(イ) 過去に完了した業務において、管理技術者又は担当技術者として、1件以上の同種又は本業務に準ずる業務（類似業務）の実績を有すること。（※なお、下記に示す審査項目については、同種業務を重視し評価する。）

なお、同種又は類似業務とは、以下の内容である。

a 同種業務 国指定史跡となっている城跡の「水堀」復元整備に関わる基本設計又は実施設計に関する業務

b 類似業務 国又は県指定史跡の復元整備（土木工事）に関わる基本設計又は実施設計に関する業務

イ 本業務の受託に当たっては、次の資格を有する管理技術者（統括責任者）又は担当技術者を置くことが望ましい。

(ア) 技術士（建設部門「土質及び基礎」）の資格を有する者。

(イ) 技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有する者。

(ウ) 技術士（建設部門「建設環境」）の資格を有する者。

(エ) 技術士（応用理学部門「地質」）の資格を有する者。

(オ) シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）「造園部門」の資格を有する者。

(カ) シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）「都市計画及び地方計画部門」の資格を有する者。

(キ) 土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者。

ウ 原則として、契約時に申し込みをした管理技術者（統括責任者）を変更することはできない。

6 参加手続き

(1) 参加表明手続き

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下の書類を提出し、必ず参加意向の表明を行うこと。なお、令和7年度の松本市の入札参加資格を有する者は、6について提出を省略できる。

提出書類	1	参加表明書（様式第1号） ※共同企業体の場合は、共同企業体として	1部
	2	誓約書（様式第2号）	
	3	配置予定管理技術者調書（様式第3号）	
	4	設計共同体協定書関係書類 （様式第4-1号～第4-4号）※共同企業体による場合	
	5	企業概要（任意様式） ※住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名、設立年月日）、事業概要を記載すること。なお、上記の内容を企業案内パンフレット等で記載している場合は、それに代えることができる。	
	6	以下、松本市の入札参加資格を有していない場合に提出すること。 (1)登記事項証明書 (2)印鑑証明書 (3)国税の納税証明書 ※未納の税額がないことがわかる証明書 (4)市税の納税証明書 ※松本市に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書 (5)財務諸表の写し（提出日から直近のもの） (6)社会保険等加入を証する書類の写し	1部 ※(1)～(4)は提出日から三か月以内のもの、コピー可
提出方法	下記提出先へ持参又は郵送すること。		
提出期限	令和7年7月15日（火）午後5時まで（必着）		

提出先	松本市文化観光部 松本城整備課（松本市役所大手事務所6階） 〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 電話 0263-31-3369 電子メールアドレス m-seibi@city.matsumoto.lg.jp 受付時間 午前9時～午後5時（土日及び祝日を除く）
-----	--

(2) 参加資格の審査及び結果通知

ア 本プロポーザルへ参加表明書を提出した者には、資格要件の全てを満たしているか否かを審査し、資格の有無にかかわらず、参加資格審査結果通知書を以下の期日までに参加表明書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて送付する。

送付日 令和7年7月23日（水）

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。

なお、この書面の提出期限は、本市が通知した日（7月23日）の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後（7月30日）の17時までとする。説明を求められた当市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めたものに対し、電子メールにより回答する。

(3) 辞退方法

参加表明した後、参加辞退する場合、参加辞退届（様式第12号）を速やかに持参すること。

7 質疑応答等

(1) 質問書の提出

提出書類	質問書（様式第11号）
方法	電子メール ※メールのタイトルは「(団体名) 史跡松本城南外堀復元整備基本設計業務委託質問書」とすること。 ※電子メールを送信後は必ず確認の電話を行うこと。 ※電話及び来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質疑は、一切受け付けない。
受付期間	令和7年6月27日（金）から令和7年7月8日（火）午後5時まで
提出先	松本市文化観光部 松本城整備課 電子メールアドレス： m-seibi@city.matsumoto.lg.jp

(2) 質疑の回答

質問を受けた場合は質問者に対して電子メールで回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

回答期日 令和7年7月11日（金）

8 説明会の実施

業務対象範囲の概要等について、次のとおり現地説明会を開催する。

- (1) 開催日時 令和7年7月4日（金）
午後1時から午後4時30分 1者あたり20分程度
- (2) 開催場所 松本市役所大手事務所（松本市大手3丁目8番13号）玄関前集合
- (3) 資料 当日配付
- (4) 事前申込 現地説明会への参加については、事前に電話または電子メールで、下記「16 担当部局（問い合わせ先）」の連絡先へ7月3日（木）午後5時までに申し込みを行うこと。その際、説明を希望する時間帯を伝えること。（なお、希望する時間帯は先着順とし、定員に達し次第受付を締め切る。）

9 選定方法

(1) 提案書の提出

本プロポーザルの参加資格が認められた者は、以下の書類を提出すること。

提出書類	1	技術提案書表紙（様式第5号）	正本1部 電子データ
	2	業務実績調書（様式第6号）	
	3	配置予定技術者調書（様式第7号） ※全ての配置技術者について	
	4	業務実施体制（様式第8号）	
	5	業務協力予定書（様式第9号） ※本業務の一部を第三者に再委託（再委任）する場合	
	6	本業務に係る見積書（様式第10号）	
	7	技術提案書 （A3横、任意様式、8枚以内、片袖折り（Z折り）とすること）	正本（社名入り）1部 副本（社名無し）10部 電子データ
	8	上記6の内訳書（A4、任意様式）	
	9	業務実施スケジュール （任意様式、用紙サイズA3の場合は片袖折りとすること）	
提出方法	下記提出先へ持参または郵送すること。 ※上記についてPDF形式にて格納した電子媒体の提出を行うこと。 提出用電子媒体は、CD-RまたはDVD-Rのいずれか1枚とすること。		
提出期限	令和7年8月12日（火）午後5時まで（必着）		

提出先	松本市文化観光部 松本城整備課（松本市役所大手事務所6階） 〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 電話 0263-31-3369 電子メールアドレス m-seibi@city.matsumoto.lg.jp 受付時間 午前9時～午後5時（土日及び祝日を除く）
-----	--

(2) 審査手順

ア プロポーザル参加資格を審査のうえ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、契約候補者として1者を選定する。

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査は5者程度を上限に行う。

ウ 参加者が5者を大きく超えた場合は、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者を選定する一次審査を行うこととする。

なお、一次審査を実施する場合は、下記「10 審査項目及び評価基準 (1) 参加者の実績及び担当者、業務体制の評価」の内容で審査を行い、同得点者が生じた場合は、配置技術者等の適切な業務体制の構築及び業務履行実績内容等を勘案して審査する。

エ 参加表明者が1者のみの場合でも、審査は実施するものとする。

(3) 審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、庁内関係職員により以下のとおり組織する審査委員会で行う。

区分	役職
委員長	文化観光部長
副委員長	文化観光部次長（松本城整備課長）
委員	中心市街地活性本部長 環境保全課長 廃棄物対策課長 松本城管理課長 文化財課長 建設課長
計	8名

(4) 審査方法

ア 技術評価点及び価格評価点の合計点数で候補者を選定する。

イ 技術評価点は、選考委員ごとに参加者の得点を計算し、全選考委員の合計得点とする。

ウ 価格評価点は、以下のとおりとする。

$(\text{選考委員の人数} \times 10) \times (\text{最低提案見積額} \div \text{当該提案見積額})$

エ 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を契約候補者として選定する。

なお、同得点者が生じた場合は、技術提案内容における得点が最も多い者を上位とする。

(5) 失格基準

技術評価総得点の70%を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

(6) 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書等を無効とする。この場合において、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 選考委員または関係者に本提案に対する助言を求めた場合

オ 「4 契約限度額」の額を超えた場合

(7) その他の留意事項

見積書は、本業務を受託した場合の経費内訳について、できる限り詳細がわかるように記載すること。

10 審査項目及び評価基準（選定方法の詳細）

(1) 参加者の実績及び担当者、業務体制の評価（プレゼンテーション及びヒアリング審査参加者の選定）

ア 技術提案書等を提出した者のうち、参加者の実績及び担当者、業務体制の評価を以下の内容により行う。なお、一次審査が必要な場合は、以下の項目により評価を行い、プレゼンテーション及びヒアリング審査参加者を5者程度に選定する。（※以下の評価項目は技術評価点の配点にも適用する。）

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
参加者の実績及び担当者、業務体制の評価 計160点	人員体制	業務に当たる人員体制は充分か。また、適切な資格や実績を持った技術者が配置されているか。 ※なお、受託者は下記以上の人員体制をとることが望ましい。（ただし、管理技術者と基本設計主任担当者の兼務は不可とする。）	24点
		ア 管理技術者（統括責任者） 1名 イ 基本設計主任担当者 1名 ウ 土壌汚染及び廃棄物対策担当者 1名 エ その他担当技術者 2名	
	企業としての実績	単体企業又は設計共同企業体の代表者ほどのような実績を有するか。 ※なお、下記の実績以上の内容が望ましい。	24点
		単体企業として履行した過去10年間（平成27年度から令和6年度までに完了の業務）に、国指定史跡の復元整備（土木工事）に関わる基本設計又は実施設計に関する業務を、自治体から元請けとして受注した実績を有する場合	
	管理技術者の実績	管理技術者はどのような実績を有するか。 ※なお、下記の必須要件のみ対象となる。	24点
		国指定史跡となっている城跡の「水堀」復元整備に関わる基本設計又は実施設計業務に1件以上携わった経験を有する場合 ※同種業務の実績	
	国又は県指定史跡の復元整備（土木工事）に関わる基本設計又は実施設計に関する業務に1件以上携わった経験を有する場合 ※類似業務の実績		

	基本設計主任担当者の実績	基本設計主任担当者はどのような実績を有するか。 ※なお、下記の要件のみ対象となる。	8点
		国又は県指定史跡の復元整備（土木工事）に関わる基本設計又は実施設計に関する業務に1件以上携わった経験を有する場合	
	配置技術者の資格について	上記5-(5)-イに示す、本業務において望ましい資格を有する者が配置されているか。なお、管理技術者を含む担当者1人が重複して資格を有する場合も評価の対象とする。	56点
	(1)望ましい資格（史跡整備設計）	技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有する者を2名以上（管理技術者を含む）配置する場合、又はRCCM「造園部門」、「都市計画及び地方計画部門」の資格を有する者を1名以上配置する場合	
(2)望ましい資格（土壌汚染・廃棄物）	技術士（建設部門「土質及び基礎」、応用理学部門「地質」）の資格を有する者を1名以上配置する場合 又は、技術士（建設部門「建設環境」）の資格を有する者、土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者を1名以上配置する場合 ※なお、評価基準としては、技術士（建設部門「土質及び基礎」、応用理学部門「地質」）の資格を有する者を配置できる場合を重視する。	24点	

イ 一次審査の結果通知

一次審査を実施した場合、以下の期日までに技術提案書等提出者のメールアドレス宛てに電子メールにて送付する。

結果通知日 令和7年8月20日（水）

(2) 技術提案書の作成要領

ア 共通事項

- (ア) 技術提案書はA3横（任意様式）で作成し、片袖折りで提出すること。
- (イ) 提出する技術提案書の枚数は、課題及び提案内容（課題1項目につき1枚ずつにまとめること）や業務実施方針、実施フロー等を含めて8枚以内とすること。
- (ウ) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- (エ) 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

- (o) 技術提案内容は、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- (k) 余白、行数、文字数、フォントの設定、図、表の利用は自由とする。
- (k) 専門的知識を有しない者でも理解できるよう、技術用語等を多用した表現は避けること。

イ 技術提案書の作成内容及び配点

		課題及び提案内容	提出枚数	配点
過去の実績の説明、技術提案内容の評価 計400点	1	(過去の実績説明と史跡整備への理解) これまでに受注した史跡整備における基本設計又は実施設計について、整備が最も成功したと認識する事例を、提案書提出時に業務実績調書(様式第6号)に記載した業務実績一覧の中から1つ取り上げ、その優れた点を説明すること。	1枚	88点
	2	(南・西外堀復元整備における課題理解と技術提案) 史跡松本城南・西外堀発掘調査の中で、様々な遺構が確認されているが、そのうち石垣と木杭列の効果的な表示方法について。	1枚	88点
	3	(南・西外堀復元整備における課題理解と技術提案) 復元する堀が「水をたたえた堀」であるため、整備後に堀水の水質悪化を招かない維持管理方法について。	1枚	88点
	4	(南・西外堀復元整備における課題理解と技術提案) 事業用地で確認された汚染土壌や廃棄物混じり土の処理および活用に向けた対応策について。	1枚	88点
	5	(南・西外堀復元整備における課題理解と技術提案) 南・西外堀復元整備後における、歩行者の回遊性向上策について。	1枚	48点

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

技術提案書を提出した者については、庁内関係職員により組織するプレゼンテーション審査委員会によるヒアリングを実施する。

ア 実施日

令和7年8月29日(金)

当日のスケジュールなどについての詳細は、技術提案書等提出者に別途連絡する。

イ 実施場所

松本市大手公民館(大会議室)

ウ プレゼンテーション及びヒアリング時間

プレゼンテーションは、1提案者あたり約30分(提案説明20分、質疑応答10分)を想定し、個別に行う。なお、設定時間内に説明が終了しない場合は、説明を打ち切る場合がある。また、提案者数によって時間を変更する場合

がある。

エ 出席者

プレゼンテーションは、実際に業務に従事する者が行うこと。

オ その他

指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。また、本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しない等、留意すること。

キ プレゼンテーション及びヒアリング審査の評価項目及び配点について

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
ヒアリング内容 計160点	提案内容遂行の見通し	提案内容を適切に遂行する具体的な方策や見通しがあるか。また、業務実施スケジュールに記載した内容と比較して、スケジュール管理は適切となるか。	80点
	プレゼンテーション技術の評価	プレゼンテーションの内容は、専門性のある内容を分かりやすく表現できているか。また、受け答えが適切か。	80点

(4) 価格評価点（配点80点）

価格評価点については、提案見積額に対して以下のとおり評価する。

評価項目	計算式
提案見積額	(最低提案価格 ÷ 当該提案価格) × 80点

(5) 評価点の合計

	評価の種類	配点
技術評価点	ア 参加者の実績及び担当者、業務体制の評価	20点
	イ 過去の実績の説明、技術提案内容についての評価	50点
	ウ プレゼンテーション技術の評価	20点
	技術評価点 小計（審査員1名あたり）	90点
	技術評価点 合計（小計×8名）	720点
価格評価点		80点
合計		800点

(6) 失格基準

技術評価点が技術評価総得点の70%（504点）に満たない場合。

1.1 結果通知及び公表

(1) 審査結果の通知

選定の結果は、審査終了後に技術提案書等提出者全員に対して、文書により郵送にて通知する。

結果通知 令和7年9月5日（金）頃を予定

(2) 評価についての申立て

提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して市役所閉庁日を除く3日以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

1.2 全参加者失格の場合の提案の再募集

技術評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、参加者を対象に再提案を求める。

1.3 採用提案以外の技術提案の取入れ

契約者以外の提案に優れた提案があった場合、当該参加者の了解が得られれば、採用案に取り入れることができるものとする。

1.4 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で随意契約を行う。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

1.5 全体スケジュール

	内 容	期 間 ・ 期 日 等
(1)	公告	令和7年6月27日（金）
(2)	参加表明募集期間	令和7年6月27日（金） から 令和7年7月15日（火） まで
(3)	事業者現地説明会	令和7年7月 4日（金）
(4)	質疑締切	令和7年7月 8日（火）
(5)	質疑回答	令和7年7月11日（金）
(6)	参加資格審査結果通知	令和7年7月23日（水）
(7)	技術提案書募集期間	令和7年7月23日（水） から 令和7年8月12日（火） まで
(8)	一次審査結果通知 ※応募者多数の場合のみ	令和7年8月20日（水）
(9)	プレゼンテーション審査委員会	令和7年8月29日（金）
(10)	審査結果通知	令和7年9月 5日（金）（予定）
(11)	契約締結時期	令和7年9月中旬

1 6 担当部局（問い合わせ先）

松本市文化観光部 松本城整備課 担当：丸山、黒田

電話：0263-31-3369（直通）

電子メールアドレス：m-seibi@city.matsumoto.lg.jp

1 7 その他必要事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 参加に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (6) 提案書提出期限後の書類の差替え、訂正又は再提出は認めない。
- (7) 審査結果については、異議申し立ては認めないものとする。
- (8) 本要綱に定めのあるもののほか、事務の取り扱いに関し必要な事項は市長が定める。
- (9) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された候補者が本要綱に示された失格事項に該当することになった場合、当該候補者と契約を締結しないものとする。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 提出された書類等の返却は行わない。
- (11) 契約者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- (12) 技術提案等の作成、提出並びにプレゼンテーションに要する費用については、参加者負担とする。
- (13) 参加者は、提出書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものである。